

令和元年第2回 飯塚市議会会議録第2号

令和元年5月23日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第2日 5月23日（木曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第71号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)

2 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第72号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第2 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第8号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第9号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第10号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
- 4 報告第11号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

第3 署名議員の指名

第4 閉会

○会議に付した事件

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第71号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)

2 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第72号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第2 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について

第3 常任委員会の閉会中の継続審査事件について

第4 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第8号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第9号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第10号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
- 4 報告第11号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

第5 署名議員の指名

第6 閉会

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。

常任委員会に付託していました「議案第69号」から「議案第72号」までの4件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

総務委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第71号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告にありました議案第69号、第70号及び第71号に賛成の立場から討論します。

まず、「飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」は、水害常襲の地域にあり、かつ耐震補強をされないまま老朽化が進んでいた潁田支所を、昨年7月の西日本豪雨によって浸水し、行政サービス機能に著しく障害が生じたことなどから、浸水の心配がなく、行政サービスに支障が生じにくい場所へ新築移転させるのに伴って、住所を鹿毛馬2333番地4に改めるものであります。住民サービスの拠点としての活躍が期待されるわけであり、これまでの対応のおくれは教訓とすべきです。

次に、「飯塚市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の改正に伴うものとの説明であります。市民税関係において、未婚のひとり親、児童扶養手当を受給し、前年の合計所得金額135万円、年収204万円以下について、個人市民税非課税措置をとるのは一歩前進であります。ふるさと納税制度について過度な競争を抑制する措置は当然ですが、そもそも地方財源対策の原則の観点からは制度設計に重大な欠陥があることを指摘しなければなりません。

次に、「専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」は、市民税関係において住民の利益に沿う内容があり、承認するものであります。

最後に述べておきたいのは、議案第70号にある軽自動車環境性能割の税率について、2019年10月1日から2020年9月30日までの1年間に取得した場合、1%分を軽減とする臨時的規定及び議案第71号にある所得税の住宅ローン控除の改正に関連し、所得税額から控除しきれない額を個人市民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の期間延長についてであります。この2つはもともと自民党、公明党の安倍政権が、ことし10月1日から実施するとしている消費税の8%から10%への増税の暮らしと経済への打撃を緩和するものとして考えられたものであります。これは夏の参議院選挙における国民の審判によって、消費税増税が中止になった場合でも住民の利益になることには変わりはありません。消費税増税については、内閣

府が5月20日に発表した2019年1月から3月期国内総生産速報値によっても、主要項目である個人消費、企業の設備投資、移設がいずれもマイナスとなっており、10月の増税の根拠はさらに崩れています。消費税増税は認められません。消費税増税を中止した場合、今回の軽自動車環境性能割の税率引き下げ、住宅借入金等特別税額控除の期間延長の財源はどうするのか、また、安倍政権が消費税10%増税による増収分5兆円を財源に充てるとした施策のうち、幼児保育の無償化、高等教育の負担軽減、低年金の底上げなど社会保障や教育、子育てにかかわるもの、2.6兆円などはどうするのか問われるわけであります。この点について、我が党は第1に、大企業優遇税制を見直し、中小企業並みの負担を求めただけで4兆円、第2に、超大金持ちの富裕層への優遇税制を見直して3.1兆円、第3に、米軍への条約や法律に基づかない思いやり予算などの廃止で0.4兆円、合わせて7.5兆円を確保できるという試算を明らかにしています。国民の暮らしと地域経済を支える財源は、消費税増税に頼らない別の方法でしっかり確保することができることを示しています。今、この提案について共感が広がっているわけであります。以上を申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第71号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

協働環境委員長の報告を求めます。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第72号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から、議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、税負担の公平性の観点から、現行の減免制度を拡充することを検討しなかったのかということについては、新たな減免措置についての検討はしていないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、国民健康保険税の賦課限度額引き上げの対象となる被保険者の所得状況について十分な検討がなされていないことなどから、本案に反対であるという意見や、税制改正に基づき、緊急的に行われた専決処分であることから、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

委員長にお尋ねします。総務委員会は、10時5分に開会して10時17分には閉会。質疑はゼロだったそうであります。協働環境委員会は何時に開会して何時に閉会しましたか。質疑時間

はどれぐらいだったでしょうか。

○議長（上野伸五）

暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

委員会の時間は10時4分から11時27分で行っております。質疑時間自体の時間はわかりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。飯塚市議会必携の申し合わせ事項、7の29、「自己の所属する委員会にかかわる議案についての質疑、自己の所属する委員長報告についての質疑は控える」旨の申し合わせがっておりますので、その旨ご承知の上によろしくお願いいたします。

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

控えるということ、議員の質疑、意見が禁止されているということはまた違うと思うので、もう1問聞きますよ。

事前に委員長報告について委員である私は見せられていません。だから、委員会で行われた質疑の状況が正しく委員長が報告できたかどうかについて問題があると思うから手を挙げているわけです。総務委員会は先ほど言ったように質疑ゼロですよ。それで、あの報告でしょう。協働環境委員長報告は、それとほぼ同じじゃないですか。1時間23分にわたって質疑があつているのに、何行の報告ですか。まともな委員長報告とは考えられませんよ。過去4年間を振り返ってみても、その前を振り返ってみても1時間23分の質疑があつているのに、何ですか、今のは。たった2行じゃないですか。こういうことをやるんだったら議会形骸化していくんじゃないですか。質疑ゼロと1時間23分の質疑をやっているのと同じじゃないですか、ほぼ。こんな委員長報告があるんですか。委員長、見解を述べてくださいよ。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。ご意見として承っておきます。それで今、申し合わせ事項がございますので、これについて、今の質疑は議案についてはございませんけれども、委員長報告についても今後の課題として、また改めて議会が終わりまして、議長のほうに申し出をいただければと思いますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

過去に例のない委員長報告ですよ。それで、議長においてこういうやり方でいいのかどうか、検討もしてもらいたいし、委員会は委員会で6月5日にありますので、こういう委員長報告を続けるのかどうか、私としては問いただしておきたいと思います。

○議長（上野伸五）

ご意見として承っておきます。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告にありました「議案第72号 専決処分の承認（飯塚市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」に反対の立場から討論を行います。今回改正は、3月29日公布の地方税法施行令の改正に伴うものとの説明であります。改正ポイントの1つは、均等割と平等割の減額の対象範囲を拡大するとして、対象世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額を引き上げることであります。対象の拡大は、5割軽減分で46世帯、2割軽減分で41世帯の見込みであります。軽減効果は288万5080円程度ですが、あえて言えば、小さな一歩前進と言えなくもありません。ここで指摘しなければならないのは、所得がないか、低い7割軽減対象について、軽減措置の拡大がまともに考慮されていないことでもあります。全国知事会は5年前、国に対して、国民健康保険税の軽減のために、均等割を廃止し、地方へ1兆円の財政支援を行うことを要望いたしました。これが行われれば、飯塚市への配分は10億円程度になると想定されますが、この財源があれば、本市の高過ぎる国民健康保険税は半額くらいにまで引き下げることができます。こうした地方の要望も安倍政権は無視したまま、国民健康保険行政の都道府県単位の広域化の中で、標準保険料率を市町村に押しつけようとしています。飯塚市の現状と、県が示した標準保険料率を対比すれば、医療分の均等割は2万1千円に対して2万6047円、平等割は2万3千円に対して2万8237円、後期高齢者支援金等分の均等割は8100円に対して、8827円、平等割は8800円に対して9569円、介護納付金分の均等割は9100円に対して1万251円、平等割は6700円に対して7513円、そして、医療分の所得割は6.8%に対して7.35%であります。もう1つの改正ポイントは、賦課限度額を、医療保険分において58万円から61万円に引き上げることであります。これによって、基礎課税額分で限度額を超える世帯は、110世帯で15世帯減少しますが、税収が351万8143円ふえることとなります。しかし、本市においては、この層においても必ずしも暮らしの余裕があるわけではありません。そもそも、今回の地方税法施行令の改正は、昨年12月14日付策定の2019年度税制改正大綱によるもので、国民健康保険税において負担の公平性を図るためとされたことによるものですが、自民党、公明党の安倍政権が負担の公平性を図るためというのであれば、まず、全国知事会が要望した均等割の廃止、地方への1兆円の財政支援こそいの一歩に行うべきであります。最後に私は、片峯市長が国の言いなりになった冷たい国保行政を改めて、市条例による減免制度拡充を図りつつ、全国知事会が要望した法改正と財政支援を国に強く要望するとともに、本市が一般会計からの繰り入れを大幅にふやし、高過ぎる国民健康保険税を来年度から大幅に引き下げるよう強く求めて討論を終わります。

○議長（上野伸五）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は承認されました。

議会運営委員会から、閉会中の継続審査事件について申し出がっております。

お諮りいたします。この際、「議会運営委員会の閉会中の継続審査事件」についてを、急施事件と認め、日程に追加し、ただちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。「議会の運営について」、「議会の会議規則・委員会に関する条例等について」、及び「議長の諮問について」、以上3件を閉会中の継続審査事件として議会運営委員会に付託し、調査期間は、議員の任期満了までといたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

各常任委員会から閉会中の継続審査事件について、申し出がっております。

お諮りいたします。この際、「常任委員会の閉会中の継続審査事件」についてを、急施事件と認め、日程に追加し、ただちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「常任委員会の閉会中の継続審査事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査事件として各常任委員会に付託し、調査期間は、次期定例会までといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「報告第8号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」についての報告を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（兼丸義経）

報告第8号の専決処分についてご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の43ページをお願いいたします。本件事故は、平成31年1月4日、金曜日、午後4時30分ごろ、飯塚市地方卸売市場青果部内において、相手側が出荷を終え、通用門に向かい軽トラックで走行中、排水側溝にかかるグレーチングを跳ね、ずれた箇所にて右側前輪が脱輪したことにより、タイヤ、ホイール及び足回りの部品等を損傷させたものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が30%であり、損害賠償金額は4万5226円となっております。

今回の事故が発生したことにより、場内にある全てのグレーチングを改めて点検いたしました。ほかに問題の箇所は発見されませんでした。

場内の点検補修等につきましては、日々、見回りなどによりまして、補修箇所を発見した場合は迅速に対応しておりますが、今後はさらに気をつけて管理を行うとともに、卸売会社を通じまして、場内での車両の走行についても注意喚起を行っております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第9号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」についての報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

「報告第9号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

議案書45ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

本件事故は、平成31年2月5日、火曜日、午前8時55分ごろ、飯塚市相田地内、市道寺浦団地1号線において、環境対策課職員が、粗大ごみの収集業務のため塵芥車に積み込み作業を行

っていたところ、破碎されて飛んだ家具の破片、約20センチメートルが、後方で一時停止していた車両のボンネットに当たり損傷させたものでございます。なお、市側は人身、車両ともに損害はありませんでした。

今回事故の原因は、破碎作業をする際に後方車両と十分に距離をとっていなかったこと、周囲への飛散防止を十分に行わなかったことが大きな要因でございます。

また、この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、損傷した相手方の修繕料の14万2808円を相手方に支払うものです。

当該職員に対しては、今後このような事故を起こさないように嚴重注意を行いました。

また、他の職員につきましても、安全作業への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごとに安全作業の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第10号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」及び「報告第11号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、以上2件の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（臼井耕治）

「報告第10号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」について報告させていただきます。

議案書の47ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

事件の概要をご説明いたします。花瀬住宅居住の1名、颯田中央団地住宅居住の1名、明星寺住宅居住の1名、清水谷住宅居住の1名、長楽寺団地住宅居住の1名の計5名につきまして、長期間住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼び出しにも応じなかったために、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により、住宅の明け渡しを求めて、福岡県地方裁判所飯塚支部に明け渡し等の訴えを提起したものでございます。

今後も引き続き、支払いに対し、誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点からも、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいりたいと思っております。

続きまして報告第11号について、ご報告申し上げます。議案書の48ページをお願いします。

事件の概要及び処理方針をご報告いたします。吉北住宅居住の1名、新立団地住宅居住の1名、下三緒団地住宅居住の1名、千手住宅居住の1名、山内第2団地居住の1名の計5名につきましては、住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、改めて和解の意思を示したため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものであります。

和解条件としましては、滞納使用料を分割し毎月支払うこと、今後の住宅使用料について毎月の納期限までに支払うこととしております。

ただし、分割納入を2回怠った場合または住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、住宅を明け渡し、住宅使用料全額を即座に支払うこととしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。3番 光根正宣議員、28番 秀村長利議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和元年第2回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時36分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 村 上 光

議事総務係長 太 田 智 広

書 記 安 藤 良

議事調査係長 岩 熊 一 昌

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 久 世 賢 治

行政経営部長 藤 中 道 男

都市施設整備推進室長 山 本 雅 之

市民協働部長 久 家 勝 行

市民環境部長 永 岡 秀 作

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 實 藤 和 也

都市建設部長 堀 江 勝 美

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 原 田 一 隆

公営競技事業所長 浅 川 亮 一

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 中 村 洋 一

環境対策課長 小 村 慎 次

農林振興課長 兼 丸 義 経

住宅政策課長 臼 井 耕 治

臨時議長

議 長

署名議員 番

署名議員 番